

「産業イノベーション条例」の改正について

昨今の国際的な地政学的緊張と世界貿易サプライチェーンの再構築に対応し、先端科学技術産業において台湾が有する重要な地位を確固たるものにするため、立法院は2023年1月7日に三読会を経て、いわゆる**台湾版 CHIPS 法案の産業イノベーション条例**を改正した（追加条文第10-2条、改正条文第72条）。この改正では、革新的な研究開発及び先端製造設備に対し、税制上の優遇措置を提供し、ハイテク製造業への投資を奨励している。施行期間は2023年1月1日から2029年12月31日までの合計7年間。本稿は、立法院の公告、立法理由及び2023年5月1日予告の「会社における革新的研究開発及び先端製造設備への支出に適用される投資控除に関する方法の草案¹」（以下、「方法草案」という）をもとに、この度追加改正された要点について解説する。

1. 産業イノベーション条例（以下、「本条例」という）の改正条文
（今回の改正条文は、第10-2条及び第72条第6項）

第10-2条

産業の国際競争力の優位性を強化し、台湾の産業用グローバルサプライチェーンの地位を確固たるものにするため、**台湾国内**の技術革新を進め、かつ、**国際サプライチェーンにおいて要となる会社**が、次に掲げる各号の条件に符合する場合、当該年度の**革新的研究開発に投資した支出額**の25%を当該年度の納付すべき営利事業所得税額より控除することができる。控除金額は、当該年度の納付すべき営業事業所税額の30%を超えない範囲内に限る。

- ①. **同一課税年度内の研究開発費用の額及び営業純利益に占める研究開発費用の割合が一定規模に達していること。**
- ②. **当該年度の実効税率が一定比率を下回っていないこと。**
- ③. **直近3年以内に環境保護、労働者又は食品安全衛生に関連する法令に関して重大な違反がないこと。（第1項）**

前項に定める要件に符合する会社が、**当該年度に先端製造プロセスにおいて自社で使用するために新しい機器又は設備を購入し、それが一定の規模に達した場合、支**

¹ 「会社における革新的研究開発及び先端製造設備への支出に適用される投資控除に関する方法の草案」は、「産業イノベーション条例」第10-2条第6項に基づき制定されたものであり、適用範囲・資格条件・一定の規模・申請期限・申請手続・認可機関・当該年度の控除総額の計算などの事項を詳しく規定している。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

出金額の 5% を当該年度の納付すべき営利事業所得税額より控除することができる。控除金額は、当該年度の納付すべき営業事業所税額の 30% を超えない範囲内に限る。
(第 2 項)

第 1 項に規定する投資控除の適用許可を申請する会社は、当該年度の全ての研究開発における支出に関し、第 10 条、第 12-1 条第 1 項及びその他の法律において研究開発の奨励を目的として提供する、所得税の優遇措置を適用することができない。前項に規定する投資控除の適用許可を申請する会社は、当該年度に購入した全ての機器及び設備への支出について、前条及びその他の法律に定める機器及び設備投資に係る所得税優遇措置を適用することができない。(第 3 項)

会社が、同一年度において第 1 項及び第 2 項に規定する投資控除の適用許可を申請し、又は本条例若しくはその他の法律に定める投資控除と併せて適用するとき、当該年度の合計控除できる額は、当該年度の納付すべき営利事業所得税額の 50% を超えない範囲内に限る。ただし、その他の法律規定に基づき、当該年度が控除できる最後の年度であり、かつ、控除金額に制限を受けない場合は、この限りでない。(第 4 項)

第 1 項第 2 号にいう実効税率とは、会社が当該年度の所得税法第 71 条第 1 項の規定に基づき計算した納付すべき税額から、台湾域外で発生した所得を源泉地国の税法の規定に基づき納付した所得税より控除可能な税額、中国大陸地区で発生した所得のうち中国大陸地区及び第三地区においてすでに納付した所得税より控除可能な税額、及び本条例及びその他の法律に規定する投資控除額を差し引いた後の残余额がその年間所得額に占める割合を指す。一定比率においては、2023 年度は 12%、2024 年度以降は 15% とする。ただし、2024 年度の一定比率は、中央主務機関が財政部と共同して、経済協力開発機構（以下、「OECD」という）のグローバルミニマム課税制度（GloBE ルール）の国際的な実施状況を慎重に検討したうえで、12% に調整することができ、行政院の認可を申請した後、中央主務機関が財政部と共同して公告する。(第 5 項)

前 5 項の投資控除の適用範囲・資格条件・一定の規模・申請期限・申請手続・認可機関・当該年度の控除総額の計算及びその他の関連事項に関する方法は、中央主務機関が財政部と共同して定める。(第 6 項)

第 72 条第 6 項

本条例において 2023 年 1 月 7 日に改正された条文の施行期間は、2023 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までとする。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. 優遇税制の種類

- (1) 「革新的な研究開発への支出」についての投資控除は、当該年度の控除率を25%とする。(本条例第10-2条第1項)
- (2) 「先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入」についての投資控除は、金額が一定規模に達した場合、当該年度の控除率を5%とし、支出金額に上限はない。(本条例第10-2条第2項)

3. 適用条件

(1) 積極的条件

①. 台湾域内であること

Q:台湾域内で設立されていれば全ての会社に適用されるのか?そのイノベーション行為が台湾域外で行なわれている場合は、本条例第10-2条に適用されるのか?

本条文の基本理念は、会社が税制上の優遇措置を用いて、自主的に研究開発活動に投資することを奨励し、会社自身の競争力を高めて国際的なサプライチェーンにおける重要な地位を確固たるものにするることである。また、これにより、関連産業及びサプライチェーンにおける中流(卸売)・下流(小売)産業の発展を促進し、台湾域内に波及効果が発生することで、はじめて奨励措置の趣旨に沿うことになる。したがって、方法草案第7条に基づき、「革新的な研究開発への支出」の部分については、国外の会社、大学・高等専門学校及び研究機関等が執り行うことができる特別な規定がある場合を除き、**台湾域内で従事する場合のみ承認されるものとする**。また、「先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入」の部分については、新しい機器又は設備は自社で使用するものとし、その設置場所は会社が自社で所有する又は賃借する**台湾域内の生産場所**に限る。ただし、業界の特性上、台湾域内の特定の場所に設置する必要がある場合、この限りでない。

②. 国際サプライチェーンにおける重要な地位

方法草案第2条によると、「国際サプライチェーンにおける重要な地位」とは、「**会社が生産する製品又は提供するサービスが国際市場に影響力を持つ**」ことを指す。会社は申請時において、説明及び実証できる資料(会社の製品やサービスの国際市場におけるシェア、ランキング、輸出入貿易状況、その他影響力の裏付けとなるもの等)を提供する必要があり、中央目的事業主務機関が当時の産業発展状況を総合的に評価し、審査する。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

③. 会社であること

「会社及び有限事業組合」が適用対象となる第10条、第10-1条とは異なり、第10-2条は会社法に規定する会社のみを対象としており、有限事業組合には適用されない。

④. 投資項目は「革新的な研究開発への支出」又は「先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入」とすること

● 革新的な研究開発への支出

方法草案第2条第2項の規定に基づくと、革新的な研究開発とは、「会社が、国際的な最先端技術又は成熟した製造技術の革新的な応用研究開発活動に投資する」ことを指す。また、草案の説明によると「国際的な最先端技術」とは、国内外で、まだ具体的に成熟していないが、将来の産業発展において、戦略的な競争優位性を有する技術を指す。これ以外にも、国内会社における成熟した技術を革新的な応用技術に発展させることが、競争優位性につながることを考慮して、会社が、国際市場において比較的成熟している技術に対し、革新的な応用技術を生み出すための研究開発を行い、当該応用技術から最先端技術を創出し又は新形態の応用技術の開発をすること等も「国際的な最先端技術」に該当するとしている。その他に、方法草案第7条の規定に基づくと、革新的な研究により開発された製品又は技術は専ら自社の使用に限定されており、他者の製造又は使用に供する場合、合理的なロイヤリティ又は報酬を取得すべきであるとしている。

● 先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入

方法草案第2条第3項の規定によると、「先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備」とは、国際的に最先端であり、かつ商業的に量産可能な技術に投資するために、又は既に商業的に量産可能な成熟した製造技術において革新的な応用技術を開発するために、自社で使用するために購入した新しい機器又は設備のことを指す。

⑤. 当該年度の研究開発費、及び研究開発費の割合が一定規模に達すること

方法草案第3条によると、「当該年度の研究開発費用が一定規模に達する」とは、同一課税年度内において研究開発費用が **NT \$ 60 億** に達する必要がある。また、「当該年度の研究開発費割合が一定規模に達する」とは、同一課税年度内において 営業純利益 に占める研究開発費の割合が **6%** に達していることが必要となる。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

⑥. 実効税率が一定比率に達すること

実質税率とも呼ばれる実効税率とは、年間の総所得に占める実際に納付する税額の割合であり、本条例第 10-2 条に示される実効税率の計算式は次の通り。

$$\text{実効税率} = \frac{\text{納付すべき税額} - \text{海外所得に対して支払った所得税の控除可能額} - \text{中国大陸地区及び第三地域で支払った所得税の控除可能額} - \text{投資控除額}}{\text{年間総所得}}$$

また、いわゆる「一定比率」については、2023 年度の実効税率は 12%に、2024 年度からは 15%に達していなければならない。

(OECD におけるグローバルミニマム課税制度の施行期間については、各国間において未だ合意に達していない。そのため、本年度 (2023 年) は 15%ではなく、12%の税率をもって実施され、台湾域内の産業に緩衝期間が与えられる。同様の理由により 2024 年度においても関係機関が状況に応じて 12%に変更する可能性がある。)

⑦. 当該年度の、先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入が一定の規模に達すること (第 10-2 条第 2 項の場合のみ控除適用)

方法草案第 10 条によると、「当該年度内に、先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入が一定の規模に達する」とは、会社が同一課税年度内において、自社で使用する先端製造プロセスのために新しい機器又は設備を購入した支出総額が **NT \$ 100 億**に達する場合を指す。

(2) 消極的条件

①. 同類の投資控除優遇措置への申請の禁止

- 「革新的な研究開発への支出」に対して投資控除を申請する場合、当該年度における全ての研究開発費について、本条例第 10 条、第 12-1 条第 1 項及びその他の法律により研究開発を奨励する目的で提供される所得税の優遇措置を重複して適用してはならない。
- 「先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入」の為の投資控除を申請するときは、当該年度に購入した全ての機器又は設備の支出が本条例第 10-1 条又はその他の機器設備への投資を奨励する法令に同時に符合する場合においては、いずれか 1 つを選んで申請しなければならない。つまり、当該年度に機器又は設備を購入した支出の一部が第 10-2 条

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

第2項の規定に符合し、その他の残余部分が、第10-2条第2項の規定には符合しないものの、第10-1条又はその他の機器又は設備投資に関する所得税の優遇規定に符合したとしても、その残余部分について第10-1条及びその他の所得税の優遇規定を適用することはできないことになる。

※その他の重複して適用できない投資控除規定の例は次のとおり。

バイオテクノロジー医薬産業発展条例第5条及び第6条、公共建設民間参加促進法第37条、交通建設民間参加奨励条例第29条、資源回収再利用法第23条、新市街開発条例第14条及び第24条等。

②. 控除総額は法定上限を超えてはならないこと

- 「革新的な研究開発への支出」における投資控除は、当該年度の会社の納付すべき営利事業所得税額の**30%**を超えてはならない。
- 「先端製造プロセスにおける新しい機器又は設備の購入」についての投資控除は、当該年度の会社の納付すべき営利事業所得税額の**30%**を超えてはならない。
- 会社が同一年度において第10-2条の投資控除の適用許可を申請し、又は本条例若しくはその他の法律に規定する投資控除と併せて適用するとき、当該年度の会社の納付すべき営利事業所得税額の**50%**を超えてはならない。(ただし、その他の法律規定により、当該年度が控除される最後の年度であり、かつ控除金額に制限を受けない場合は、この限りでない。)

※方法草案第11条によると、「当該年度の納付すべき営利事業所得税額」とは、当該年度に課徴機関が承認した営利事業の課税所得額に応じて、所得税法に規定する税率で計算された納付すべき税額、及び課徴機関が承認する前年度の未分配利益に応じて、所得税法に規定する税率で計算された追徴税額を指す。

③. 直近3年以内に環境保護、労働者又は食品安全衛生に関連する法令に関して重大な違反がないこと

「環境保護、労働者又は食品安全衛生に関連する法令に関する重大な違反」については「經濟部投資控除及び補助又は奨励案件における環境保護、労働又は食品安全衛生に関連する法令に関する重大な違反についての認定要件」の規定を参考とする。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。